

第4部 通常兵器の軍縮・不拡散分野での取り組み

第1章 総論

核兵器・生物兵器・化学兵器という大量破壊兵器の製造や保有が国際条約で厳しく制限されていることは、既に見てきたとおりである。

その一方で、大量破壊兵器とは異なり、小銃や戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイル等々の通常兵器については、製造、保有、配備、売買を制限する国際条約はほとんど存在しない。各国は自らの国を外国による侵略から守る自衛の権利を持っており、このために、通常兵器の製造・保有や移転は必要と主張されているからである。

同時に、これまで世界の各地で起こった武力紛争で実際に使用され、多くの民間人を巻き添えにする被害をもたらしているのは、専ら通常兵器である。近隣諸国間の信頼関係が薄い、あるいは存在しないような地域においては、一国が通常兵器軍備の拡大を行うことは、確実に地域の緊張を高め、他国の軍拡を招き、地域全体の不安定化をもたらす。さらに、従来の国家間の戦争ではなく、一国内の内紛などの紛争では、こうした通常兵器が使用されやすいのである。

そのような認識から、現在、通常兵器に対する取り組みに関しては二つの方向性がある。一つは、実際の紛争で大量に使用され、それが戦闘員のみならず民間人にも甚大な被害を及ぼすような特定の通常兵器について、その非人道性に着目して、使用禁止や移転の制限・除去・回収・廃棄を行おうとする取り組みである。第2章、第3章の対人地雷、自動小銃などの小型武器に関する取り組みがこれに当たる。

もう一つは、通常兵器の国際的取引の透明性や公開性を向上させることを通じ、通常兵器が特定の国や地域に過剰に蓄積することを抑制し、もって地域の不安定化を防ごうとする取り組みである。第4章の国連軍備登録制度や、ワッセナー・アレンジメントにおける移転通報制度（第5部第5章）がこれに当たる。

大量破壊兵器は少量でも甚大な被害を無差別にもたらすという非人道性が問題とされるが、通常兵器も、それが大量に使用・蓄積される場合には、大量破壊兵器と同様に甚大な被害を無差別にもたらす意味で「事実上の大量破壊兵器」と言うことができる。わが国は、武器輸出三原則等という独自の政策を掲げ、兵器を外国に移転することに厳しい制限を加えてきた。このことによりわが国は、世界で起こっている紛争の火に油を注ぐことはせず、また将来的にも紛争の発生に荷担しないという姿勢を鮮明にしてきたと言える。しかし、通常兵器の軍備が国内の治安維持や自衛のため、地域・世界の安定のために一定の役割を果たしていることも事実であり、武器の移転規制を一方的に世界に広めることにも無理がある。国際社会の取り組みとしては、兵器の使用によって引き起こされる人道上の惨禍を局限化するという理念と、国の安全保障や地域の安定といった正当な必要性とのバランスをとりつつ、上記の二つの方向の取り組みを一層進めていくことが求められている。